熊本大学地域連携フォーラム叢書 地域を創る

2004年3月31日 初版第1刷発行

編者山下勉

発行者 阿部耕一

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町514 発 行 所 株式会社 成 文 堂 電話 03(3203)9201 Fax 03(3203)9206 http://www.seibundoh.co.jp

製版・印刷・製本 藤原印刷

☆乱丁・落丁本はおとりかえいたします☆ **検印省略**© 2004 山下 Printed in Japan
ISBN4-7923-9125-3 C1036
定価 (本体1800円+税)

熊本大学地域連携フォーラム叢書

地域を削る

山下 勉 [編]

成文堂

【第6章】

林 勝美

道州制問題と地方公共団体

1 ■ はじめに

であると発表された。 (1) (1) の導入問題を政府の地方制度調査会に諮問し、 た。そして、同年三月一日小泉首相は、都道府県を廃止して、全国を幾つかのブロックに分ける「道 具体的な調整の場として、 政府は、二〇〇四年一月、将来の道州制導入に向けて、「道州制基本法」の検討に入るとともに、 首相直属の「道州制推進委員会(仮称)」設置を盛り込むとの方針を固め 同調査会は、今秋にも中間報告を作成する予定

都道府県を廃止して、「道州制」を導入するとの方針は、すでに、第二七次地方制度調

3 1 はじめに

0 査会において、昨年 答申 (最終答申) が出されており、 (平成一五年) 一 一月、「現在の都道府県を廃止し、 道州制の導入は、 鮮明に打ち出されていたものである。 ……道又は州を設置する」と

発言)という、 (の毎日新聞の発言) とか、 しかしながら、 度設計に主眼を置くか、又は財源問題等に軸足を置いて道州制の採用を主張している感が否め 声高な主張がなされているが、 この道州制の問題を考えるとき、 「道州制 公約に踏み込んで掲げよ」(平松守彦氏の朝日新聞「私の視点」の(3) 肝心の憲法論には一切触れていないのである。 推進論者からは、「道州制は自然の流れ」(諸井虔(2) いずれ

Ŕ 法に違反する恐れがあるというべきである。 らのチェック機能の弱体化につながる恐れがある、 このような道州制の採用は、 そもそも、 現行の都道府県を廃止することを前提とする道州制の導入は、 結果として住民自治の空洞化を招き、また、 と筆者は考えている。 仮に、 直接請求等による住民か 以下に述べるとおり憲 これを措くとして

されており、 知事の公選制を廃止して任命制とすることの憲法上の問題に対する国会での政府委員の答弁として出 ところで、 その趣旨として、府県は、 都道府県の憲法上の位置づけについては、すでに周知のとおり、 憲法上保障された地方公共団体ではない旨、 政府見解として、 答えてい

注)については、 内閣法制局の資料集にも、「その上層的な地域団体としての地方公共団体 これをい 法律上憲法の規定するとおりの取り扱いをしないからといって、 かにするかは、 ひとえに立法政策の決するところにゆだねられる。」と、 常に違憲になると (都道府県 記述

されているところである。(5)

かについて、 ところで、 この府県制論については、 従来から争いのあるところである。 、 (⑤)。 憲法上市町村と府県という二層制を保障したものであるか

考えを裏付けるため、 である。 筆者は、二層制保障積極説(塩野宏教授の分類によれば第一の説である。)に立つものであるが、 今一度憲法制定当時の立法関与者の事実主張に、 光を当ててみたいと考えるも

提とする道州制について、憲法上問題がない 制の採用に積極的な政党に一考を促すとともに、 しておきたいと考えたからである。 このような、 試みをしようとする意図は、 かのごとく考えてい 政府を始めとして、 十分な憲法論議をせずに、 る一部の国民に対して、 「廃県置州」などと主張 府県を廃止することを前 して、 問題提起を 道州

府県の位置づけ

(1)明治一一年の府県会規則時代の府県

戦前 明治期 戦後の道州制の歴史についても触れたいところである 0) の位置づけについて、 少し触れておきたい。 が、で 紙幅の関係から省略

置づける傾向が強い。 県の位置づけにつ 認識を改めるべきではないかと考えている。 しかしながら、 いては、 一般的に明治一一年の府県会規則以来、単なる「行政区画」として位 府県の実体を見るとき、 事実は必ずしもそうではなかったも 0

格を有する実態があることに学生達は納得するのである。 る際の甲号議案の内容を具体的に示して説明すると、なるほど府県は単なる行政区画ではなく、 回帝国議会貴族院での、 筆者の学部での講義においても、 政府委員一木喜徳郎の政府説明や、 また、大学院法学研究科(修士課程)の実務演習の 明治一三年の東京府会での府債を募集す 際も、第一三

どうしても法人と認めなければならぬのでございまして、 広く府債を起こすことが出来るように致したのであります。總て之等の點より申しますれば、 るに至りましては、府県は財産を持つということも明になって参りました。また府県会規則のとき らないと解してをりまするのでございます。其沿革をちょっと申し上げますれば、 いう考えではないのであります。 に於て区域を変更する場合には、 「政府におきまして、 府債を起こすことが出来るや否やということが不明瞭でありましたが、 地方税経済というような漠然たる名称を用いて居りましたけれども、其後府県制を施行せらる 政府委員一木喜徳郎は、 府県は法人とすという事を規定しましたのは、 是までも既に府県制におきましては、府県は法人と認めなけれ 明治三二年三月四日の帝国議会貴族院府県制改正法律案第一讀 法律に定めてございまする。 単純な行政区劃と認められ 単純な行政区劃でございますれ 新たに府県を法人とすると 府県制におきましては、 府県会規則の \$ 府県は ば 時分 ばな

ては既に府県は法人であります。」と説明している。 如きを法律に定むるの必要はないのでございます。 それでございますからして、 現行の府県制 にお

が第一節から第九節、第二条が第一節から第十節、第三条が第一節から第四節と条文も多く、 火災予防事業のノ爲メ府債募集ニ關スル件」として、 「府債ハ金七拾五萬圓ヲ限リトシ」(第一条第三節)と当時としても多額なものであっ 府県会規則時代である、 明治一三年一月二三日に開会した東京府会において、「甲 起債が建議されており、 議案の内容も、 號議

当時の学者及び実務家の見解

リ」と述べている。次いで、内務省の安井英二氏は、「かように明治一一年の府縣會規則に依りスルノ方法順序ヲ議決セシメタルニ當リ自治ノ實ヲ擧クルノ點ニ於テ府縣制時代ト大差ナカリ 豫算ヲ議定セシメ常置委員會(今日ノ府縣参事會ニ當ル)ヲ設ケテ地方税ヲ以テ支辨スヘキ事業ヲ執行 は自治體としての性質を帯びることになったのであるがそれが完全な自治體として確立するに至 スシテ府縣會規則ニヨリ不完全ナカラモ自治團體タルコトヲ認メラレタルモノナリ……府縣會ヲ以テ ったものである。たとえば清水澄氏は、「府縣ハ府縣制ニヨリ始メテ自治團體トナリタルモノニアラ さらに当時の学者や実務家においても、 明治二三年五月法律第三五號府縣制制定以来のことである。」と述べているのである。 府県の位置づけについて、単なる行政区画とは見てい 府縣 シナ なか つ

後述する憲法制定当時の立法関与者である入江俊郎氏も、 「明治一一年府縣會規則及び

理があると考える。 このように見てくると、 当時の府県を単なる「行政区画」と位置づけることは、 実態からしても無

都道府県の憲法上の位置づけ

憲法制定時の府県の位置づけ

学説等を検討する前に、 憲法制定当時の立法関与者が、 府県を憲法上どのように位置づけて 13

極めて重要なことである。

かような観点から、 筆者は、 憲法制定当時の立法担当者の一人であった入江俊郎氏の論文である

たのは、佐藤達夫氏であった。 ⁽¹⁶⁾ うに入江氏は、当時、内閣法制局次長であって、憲法の第八章担当であり、 「憲法と地方自治」『地方自治二○周年記念自治論文集』一六頁に注目しているものである。周知のよ〔5〕 一緒にこの仕事をしてい

入江論文の中で、 地方自治の基本精神と指導原理を示唆する条文を置くべきとして、 現行の憲法第

九二条の成立の経緯が述べられている。

ら、単的に「地方自治の本旨」でよいではないかと考えた旨、 一応論議の対象になったが、これでは広域地方自治団体である府県を含む概念とはならないことか これによると、 当初は、 明治二一年の市制、町村制の上諭にある「隣保協同の精神」という文言が 明確に述べている。

ているが、この内容もまた、当時、府県の位置づけを憲法制定時の立法担当者がどのように考えてい この単的に「地方自治の本旨」でよいではないか、との文言に落ち着く経緯が入江論文に述べられ

たかを知る上で興味深いものがある。

た町村の自治にはふさわしいけれども、 地方自治の精神は既に明らかになっているものと言ってよく、 (戦時中の特殊な事態の下におけるそれは別として)、国民の間にその実体は深く浸透して来ていたし、 方自治団体たる府県には必ずしも適切でなく、またわが国の地方自治は、 入江論文では、この点を「『隣保団結』ないし『隣保協同』という文言は、 るまでもなく、 単に 『地方自治の本旨』でよいではないかと考えた。」と、述べて明らかになっているものと言ってよく、然らば敢えて具体的、 既に相当社会的、文化的発達を示した近代都市、 明治、大正、 述べているのである。 地方小部落から発達し 説明的文言を用 昭和を経て 殊に広域地

的要請であるとは、現行憲法制定当時から考えていなかった。」と、述べるに至っている。論文作成時の昭和四三年当時の時点で、「わたくしは、現行制度のような府県の設置が憲法上の絶対 重きを置いている。この入江論文でも、 人がそれぞれ述べている評価の点にはそれほど重きは置かない。そうではなく、先ずは事実の確定に ここで明らかになったように、 としてはならないということである。筆者は、長年訴訟実務に携わってきたことから、 草案ではなく、 入江俊郎氏らの日本人グループの手によって創設されたという事実 市町村だけでなく府県をも含めて「地方自治の本旨」という文言 ここで当時の客観的事実を述べてはいるが、 その後の頁 個々 で、

二条の内容をなして入っているという、この事実の重さを、理解すべきなのである。 っていること、 ここで重要視すべきなのは、 そして条文に明記されずとも、 『記されずとも、当然のこととして、府県が一体不可分のものとして九憲法九二条の「地方自治の本旨」の意味内容に、明確に「府県」が入

県を含めた意味で、「地方自治の本旨」という文言を創設したものであるということである。 る。すなわち、 昭和四三年に書かれた入江論文が記述している評価の点は、事後の個人的見解にすぎないものであ 道州制の憲法上の位置づけを考える点で極めて、重要なことなのである。 否定できないのは、 評価について言うならば、学者の数ほど学説があっても不思議ではないのである。 当時直接立法にたずさわった佐藤局長、入江次長ら日本人グループが、府 この

旨」の中に、 この点について、筆者が調査した範囲では、 当然府県が含まれているとの前提に立った違憲論、 入江論文を根拠にして、 すなわち、 憲法九二条の 道州制は、 「地方自治の本 憲法に違反す

るものであるとする見解には出会わなかった。

道州制」の採用は、憲法に違反する恐れがあることを強く主張したいためである。 重ねて言うが、ここで、この入江論文に光りを当てたのは、 都道府県を廃止することを前提とする

都道府県の憲法上の位置づけに関する学説

- 1 二層制保障積極説 (第一の説)
- 2 二層制立法政策説 (第二の説)
- する説 (第三の説) 二層制と断定はしないが府県の廃止が「地方自治の本旨」に反する場合は憲法上許されな 13

年)に、「府県制論」を書い 検討してみる。塩野教授は、 次のように述べておられる。 ここで、都道府県の憲法上の位置づけに関する学説の中でも、代表的な塩野宏教授の見解について ておられる。ここで、 『自治論文集』(地方自治法施行四〇周年・自治制公布百年記念、一九八八 塩野教授は、 第三の説をとるのであるが、

明治憲法のもとでも地方公共団体であった府県の完全自治体化が日本国憲法の趣旨であること。 一の説をとる学説は、 の存在なくしては国との関係で市町村自治は維持できないこと。 その根拠として挙げるところは(以下は塩野論文の要約である。)、

と_、 第一 の説を整理した上で、 塩野教授ご自分の見解として次のように述べておられる

憲法九三条の制定過程で府県、

地方の事務を処理するには市町村では足りず必然的に中間の単位のものが必要であること。

162

定過程で府県、 憲法上は、市町村及び府県という二重構造の固定化がなされなかったと見るのが、素直であること過程で府県、市町村が明示的に記されていたのが、地方公共団体に変えられたことは、文理的に

階構造を直接定めたものという結論が当然に導かれるものではないこと。 府県の完全自治体化が地方自治の本旨に、 より適合するとは言えても憲法自身が地方公共団体の二段

ことができるかどうかは疑問であること。 府県あっての市町村という主張は、感覚としては理解できるにしても、 市町村のあり方によっては、 中間的団体を必要としないところも生ずることがありうること。 これを解釈論の中に持ち込む

第一の説も実は、この立場から立論として理解しうるところがある。また、 府県が立法者により、 完全自治体の完全二重構造が、 第三の説が憲法解釈論としては、 憲法上の地方公共団体として取り扱われ、 地方自治の普遍的あり方であるという比較法上の根拠もないこと。 妥当なものと解されること(塩野論文一○五頁)、 そのもとで、 地方自治施行四〇年の間に わが国の地方自治が定着

塩野論文を要約すると以上のような内容になるであろう。

りなく第一の説に近い立場をとって解釈しておられるということが伺われる。 ところで、ここでの塩野論文は、 ご自身は第三の説を採用しているが、第一の説に理解を示し、

でなく府県をも含めて、 あるが、この入江論文のうち、 塩野論文は、 て、 どのように評価されたのか明確には読み取れなかった。 昭和六三年発行の自治論文集に登載されたものであり、 九二条の「地方自治の本旨」の文言が規定されているとの動かしがたい点に 筆者が光を当てるべきであると主張した点、すなわち、 入江論文の発表後のものでは 市町村ばかり

制についての私見を述べることとしたい いずれにしても、塩野論文に対する個々の検討は紙幅の関係もあり、 ここでは省略し、 以下に道州

筆者は、すでに述べたように、①の二層制保障積極説 (第一の説)をとるものである。

その理由について、 以下にのべることとする。

あると考える。佐藤局長、 この事実の重みを再評価すべきである。 市町村ばかりでなく、 立法担当者である入江次長が直接経験した事実を述べた「入江論文」を重視すべきで 入江次長などの日本人グループが、 府県をも含めた概念として、 この 「地方自治の本旨」という文言の 「地方自治の本旨」を創設したと

観点からの視点に欠けるところがあったというべきである。すなわち、住民自治の保障の観点に きた嫌いがあり、住民の目線に立った、直接請求の権利の実質的確保という、住民自治の保障の これまで、道州制の議論は、右肩上がりの経済成長の中で、資本の論理優先のもとでなされ ク機能の弱体化につながるということなのである。 った場合、道州制の採用は、必然的に住民自治の空洞化を招き、直接請求等の住民からのチェ

164

ざるを得ない。 |府県の廃止を前提とする道州制の採用は、 れるとの反論も予想されるが、これらの反論は、極めて楽観的なものというべきであろう。都 財政危機の解消等を表看板に掲げて、住民からの監視等の保障は、ITの活用等で十分かなえ 明らかに住民自治の保障とは、 相容れないものと言

- 内務大臣である大村清一がなした、田原春次議員に対する答弁である。 り务尺臣である尺寸青ーだよしこ、日亰拏欠義量こ寸する筌弁である。憲法制定時の審議録を見ると、道州制について、慎重な答弁をしていることである。 す
- が見られることである。 (ミン) さらに、地方自治法の審議当時の内務大臣の答弁資料を見ても、 道州制について否定的な記述
- を前提にした上での発言ということに繋がるものである。 れる。これは、とりもなおさず、都道府県が、憲法上保障されていることを当然認めていること 憲法調査会第三部会報告書のうち、太田正孝委員他の発言の中に、 地方公共団体は市町村のみを指称することを明確にする必要があるとの記述が見ら 道州制を施行するために

- 6 府県は廃止しても憲法上許されるとする形式論を用いるならば、同じ論法をもって、憲法は市町 筆者も意見を同じくするものである。すなわち、「府県という名称をあげていないというだけで、 体として考えられていたのである。」と、記述されている部分である。 マ草案において長の直接選挙を定めた規定において府県は、そこで明らかに憲法上の地方公共団 を行ってきたという事実を当然予想して憲法ができていることは当然のことというべきである。 ないと考えるからである。 的実体を備えていると認めるからであり、これを廃止して地方自治の本旨を実現することはでき 村という名称をあげていないから市町村を廃止して妨げないということができるであろう。 暗黙のうちに、市町村は、明治以降基礎的自治体として長い歴史をもち自治体としての社会 いかなる形式論者も憲法が市町村の廃止を許容しているとは考えないであろう。それ 俵静夫教授の「地方制と憲法問題」『府県制度改革批判』三一頁以下の次の記述は 明治から今日まで、府県と市町村という団体によってながく地方自治
- との証左であることは、ここでも言えるのである。 である(大石義雄委員等)と発言していることは、現行憲法が府県について、憲法上保障されて(②) ることを認めているからこそこのような発言になるのであり、 昭和三九年七月の憲法調査会第三部会報告書においても、憲法を改正して、九二条に地 「種類」も加えて、 いかなる種類を認めるかは法律によることを明文で規定すべき 府県が憲法上保障されているこ
- 8 成田頼明教授が、最近現行の都道府県を廃止して、 道州制を採用することに対して

号一二一頁)がある。 の地方公共団体と認めることができないとした最高裁大法廷昭和三八・三・二七判決(刑集一七巻二 特別区が憲法上の地方公共団体といえるかについて争われ、結論として、特別区は憲法九三条二項

れる必要が生じたのは、藤田宙靖氏が、平成一四年六月一一日、 ところで、本稿で検討の対象としている道州制の採用と憲法上の問題の点で、右の最高裁判決に触 「道州制とナショナル・ミニマム」と題して、講演をしていることからである。 『道州』は日本国憲法(九二条以下)の『地方公共団体』かということを検討しておく 民主党地方分権WG勉強会におい 藤田氏は、

もなりそうである。」と述べている。 公共団体(憲法のいう『地方公共団体』)ではなく、 田氏は、「この基準を当てはめると、『道州』は、これを仮に地方公共団体と呼ぶとしても、 必要がある。」と述べ、右の最高裁判決が参照されなければならないとしている。そして、 特別地方公共団体の一種に過ぎないということに 普通地方 続いて藤

の判決の中身について若干触れることとしたい。 かように、藤田氏は憲法上の地方公共団体の判断基準として、 右最高裁判決をあげているので、

であるべきなのに選任制に改正した規定)は、違憲無効であるから、 た。刑事第一審は、特別区は、憲法九三条二項の地方公共団体に該るから、自治法の選任規定(公選 た後の昭和三二年八月の渋谷区長選任において、区議会議員七名は、賄賂を収受したとして起訴され 昭和二七年改正の自治法二八一条の2は、従前の首長公選制(区長)を廃止して「特別区の区長 ……特別区の議会が、都知事の同意を得てこれを選任する」と改正した。この選任制に改正され 全員に無罪の判決を言い渡した。 贈収賄は成立する余地がないとし

検察側が跳躍上告したのが、 本件最高裁判決である。

けでは足りず、 「地方公共団体といいうるためには、 事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、 単に法律で地方公共団体として取り扱われているというだ 共同体意識を持ってい ると

例

る」と判示し、「明治一一年……以来……特別区は、 認めることはできない。」と判決した。 いう社会的基盤が存在し、 自主行政権、 ……課税権、 自主財政権等地方自治の基本的権能を付与された地域団体であることを要す 起債権、 沿革的に見てもまた現実の行政の上においても、 自治立法権を認められず……憲法九三条二項の地方公共団体と 完全な自治体としての地位を有していたこ 相当程度の自主立法

168

(2)

- 自治財政権を与えないでおく、あるいは奪っておけば、憲法上の地方公共団体としての保障を受 審査権を行使したことにはならないと思われる。」と指摘している。けないのであるから、これでは、問題の解決を立法権者にゆだねてしまう結果となり、 この最高裁判決に対しては、 塩野宏教授は、「判決の論理によると、立法者のほうで予め自治立法権、 学説から厳しい批判がなされている(3) 自治行政権 違憲立法
- 共団体であると考えていたのである。 当時の自治省の実務担当者のみならず、 政府部内においても、 特別区は憲法上の地方公

という極めて政治性の高い事案であればなおさらというべきである。 ではないか。特に、事件発生の端緒が、区長の選任に関して金銭の収受等がなされた刑事事件 以上の点から判断すると、 右最高裁判決は、先例としての存在価値を失っていると考えてよい

るという、 ずれにしても、 法による下剋上は許されないということである。 憲法上保障された地方公共団体を、 地方自治法という下位法で息の根を止め

等という政府の見解は、 に見られる、「都道府県を廃止して、これを単純な行政区画にすることは、憲法九二条に違反しな 政府委員答弁から始って、 以上述べた諸点を総合判断すれば、 修正されるべきであろう。 昭和三七年二月二八日第四〇回国会衆議院予算委員会での政府委員の答弁 昭和二七年七月七日の第一三回国会参議院地方行政委員会での

ろう。 グループの手によって創設された文言であるという、 の「地方自治の本旨」の中身には、市町村のみならず、 特に、これら政府委員の答弁の後に発表された前記入江論文に光を当てて考えるとき、 この事実の重みをしっかり受け止めるべきであ 都道府県をも含むものとして、 それも日本人 憲法九二条

ものとなり、 ずれにしても、 ック機能の弱体化を招くことは避けられないのではないかと危惧するものである。 住民自治の空洞化につながるのは必然と筆者は考える。 道州制の採用は、 住民の目線に立った地方自治の実現という観点からは、 また、 直接請求等の 住民から ほど遠

論

れまでの経歴として、 中央省庁の勤務経験もあり、 さらに都道府県及び市区町村の勤務経験も有して

このような、

長年の実務経験の中から判断して、

この道州制の採用には強く反対するものである。(32)

- $\widehat{\underline{1}}$
- 2 二〇〇三年一〇月三一日毎日新聞
- 3 二〇〇三年 一月六日朝日新聞
- $\widehat{4}$ 山内一夫編『政府の憲法解釈』(有信堂、一九六五年)二〇八頁
- 5 集9 内閣法制局第一部編『憲法関係意見資料集(意見編)』一九六四年四一三頁(現在は執務参考資料 [第八三条~第九九条関係]一一〇一頁に収録されている。)。
- 6 二段階制(二層制)の保障について」『注解法律学全集憲法Ⅳ』(青林書院、 論文集』(ぎょうせい、 (中村睦男執筆)、 学説を要領よく分類している最近のものとして、樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂著 塩野宏「府県制論」自治省編『地方自治法施行四〇周年・自治制公布百年記念自治 一九八八年) 九七頁。 二〇〇四年) 二四六頁
- 7 天川晃「変革の構想一一道州制の文脈」大森彌・佐藤誠三郎編『日本の地方政府』 一九八六年)一二四頁、 一九七〇年)、室井力『現代行政法の原理』(勁草書房、 田中二郎・俵静夫・原龍之介編『現代地方自治双書7、 一九七三年) 一八二頁、 (東京大学出版 道州制論』(評 高木鉦作 広

行 域行政論の再検討 政の理論と実際』(勁草書房、 昭和一〇年代の道州制問題を中心に一 一九六五年) 一六〇頁以下。 蠟山政道先生古希記念論文集

- 8 府會篇 第二巻』(東京府、 一九三〇年)五六頁。
- 9 大日本帝国議会誌第四巻一五五四頁。なお、藤田武夫『日本地方財政発展史』 四二頁参照 (河出書房、 九五
- $\widehat{10}$
- $\widehat{11}$ 清水澄『国法学第二編
- $\widehat{12}$ 安井英二『地方制度講話』(良書普及会、一九三五年)九一頁乃至九二頁。清水澄『国法学第二編 行政篇上巻下』(清水書店、一九一〇年)一一三七頁。
- $\widehat{13}$ 入江俊郎 「府縣論」『自治制發布五〇周年記念論文集』(東京市政調査会、 一九三八年) 四九
- $\widehat{14}$ 織田萬『日本行政法原理』(有斐閣、 一九三四年)二四五頁。
- <u>15</u> 六八年) 一五頁乃至一六頁参照。 入江俊郎「憲法と地方自治」自治省編『地方自治二〇周年記念自治論文集』(第一法規出版、 一九
- $\widehat{16}$ 年・地方自治総合大展覧会記念地方自治論文集』(地方財務協会、 佐藤達夫「憲法第八章覚書 その成立の経過を中心として」自治庁編『町村合併促進法施行 一九五四年)三五頁。 一周
- 17 入江前揭論文注 (15) 一六頁。
- 18 入江前揭論文注 <u>15</u> 一六頁。
- $\widehat{19}$ 文集) 一五六頁で府県廃止論を述べているが、これは評価であって事実主張ではない。 15 一七頁。 なお、 入江氏は、以前に「府県と広域行政機関」(前掲注 $\widehat{\underline{16}}$
- $\widehat{20}$ 清水伸編著「逐条 日本国憲法審議録 第三巻」(有斐閣、 一九六二年) 七〇九頁乃至七一一頁。
- 「改正地方制度資料第二部」 (内務省、 一九四七年) 三八五頁乃至三八六頁。

- $\widehat{22}$ 憲法調査会第三部会「国会・内閣・財政・地方自治に関する報告書」(一九六四年)三二一頁。
- $\widehat{23}$ 『ポケット註全書 憲法 (下) [新版]』 (有斐閣、 俵静夫「地方制と憲法問題」『府県制度改革批判』(有斐閣、 一九八四年)一二〇四頁参照。 一九五七年)三七頁。 なお、 佐藤功
- $\widehat{24}$ 前掲注(22)三一二頁。
- $\widehat{25}$ 「地方自治の過去・現在・未来 (下)」(自治研究 第八○巻第三号、二○○四年)四頁。
- $\widehat{26}$ 成田前掲注(25)八頁。
- $\widehat{27}$ 藤田宙靖HP(http://www.law.tohoku.ac.jp/~fujita/dpj/)より(二○○三年五月一九日確認)
- 法穗共著『注釈 日本国憲法下巻』(青林書院、一九八八年) 一三九○頁以下参照。 自治判例百選〔第三版〕』(有斐閣、二〇〇三年)四頁。なお、 的確な学説の紹介をしている最近の文献として、 阿部泰隆「憲法上の地方公共団体の意義」『地方 樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部
- 29 塩野宏『行政法Ⅲ〔第二版〕』(有斐閣、二○○二年)一二一頁。
- $\widehat{30}$ 三六〇頁。鈴木俊一参考人、小林与三次参考人発言参照。 憲法調査会事務局「憲法運用の実際についての第二委員会報告-国会・内閣・財政・ 地方自治」
- 31 山内一夫編『政府の憲法解釈』(有信堂、 一九六五年)二〇八頁。
- 思います。」と厳しく指摘している。 成田前掲注 (25) の六頁では、 「短兵急な道州制の押付けはかえって国を危うくすることになると